

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

内田ヶ谷鴻巣線	路線名
鴻巣市天神四丁目一二四番一地先から 同市天神四丁目一二四番三地先まで	供用開始の区間
令和五年十二月十二日	供用開始の期日
令和五年十二月十二日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第十九号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長一六・〇〇メートル	備考